

広報

# うわじまちくしょうぼう

第74号

宇和島地区消防本部  
宇和島地区防火協会  
<http://www.119.uwajima.nanpou.or.jp/>

## 春の火災予防運動

3月 1日 (土) ~  
3月 7日 (金)

住宅防火  
いのちを守る  
7つのポイント

### 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



## 平成25年 火災・救急速報



### 火災概況

平成 25 年中に宇和島地区管内で発生した火災は 51 件で、前年の 50 件に比べ 1 件増加しました。また、月平均出火件数は 4.25 件で、およそ 1 週間に 1 件の割合で火災が発生したことになります。

火災種別では、建物火災 27 件、林野火災 3 件、その他火災 21 件となっています。出火原因では、たき火(16 件)、放火(5 件)、ストーブ(4 件)による火災が多く発生し、その他には、たばこ、マッチ、こんろ、電気配線、枯れ草焼きなどの原因で火災が発生しました。

### 救急概況

平成 25 年中の救急出場件数は 5,114 件で、前年に比べ 38 件増加し、搬送人員は 4,791 人で 14 人増加しています。

事故種別では、急病が 3,422 件(66.9%)と最も多く、次いで一般負傷 747 件(14.6%)、交通事故 336 件(6.6%)などとなっています。

増加した要因として、管内人口は年々減少しているにも関わらず、高齢者人口が増加したことや、救急車の頻回利用者及び緊急性のない傷病者を含めた利用が、増加したことが考えられます。

全国的には放火、たばこ、こんろによる火災が多くなっていますが、宇和島消防管内ではたき火による火災が3割を占めています。農業が盛んな地域なので、枯れ枝、枯れ草などを焼却する機会が多く、また春先の空気が乾燥した時期に焼却するので、火災になることが多いようです。

たき火をするときは、**その場を離れず、消火の準備**をして火災にならないよう注意しましょう。

また、**家庭ゴミ等は焼却することが禁止されているので、絶対に焼却しないようにしてください。**

年間の救急件数の過半数が軽症者です。救急車を次のような理由で呼ぶケースが非常に多くなっています。

- ・救急車で病院に行った方が優先的に診てもらえる
- ・無料で便利だから
- ・交通手段がない

皆さんの大切な人が、急に心臓発作を起こしたり、大事故に遭った時に、救急車が出払っている場面を想像してみてください！！

**緊急性がない場合は、自分で行くか他の交通機関などを利用しましょう。**



## ただいま訓練中!

宇和島消防救助隊は各種災害に臨機応変に対応するため、日々さまざまな訓練を実施しています。



# 消防フェアを開催しました



消防と住民が身近にふれあって、広く防火防災意識を高めることを目的として、宇和島商店街において平成 25 年 11 月 17 日に消防フェアを開催しました。当日、約 1,000 人の住民が救急コーナー、はしご車体験乗車コーナー、地震体験コーナー、非常食試食コーナーなど各種イベントに参加しました。



# 宇和島城を火災から守るために！



法隆寺金堂壁画が焼損した 1 月 26 日が「文化財防火デー」に定められており、この日を前に 1 月 24 日（金）関係機関が参加して宇和島城の防火訓練を実施しました。

宇和島城西側の山林で発生した山火事は、折からの季節風にあおられ、火の粉が天守閣に迫ってきます。火災に気がついたシルバー人材センター職員が 119 番通報、天守閣見学者の避難誘導、屋外消火栓を使用した消火活動を機敏に行い、城山を見学中の鶴島小学校生徒がバケツリレーで消火に協力し、宇和島消防署消防隊が水幕を張るとともに放水を行いました。

この訓練は、いつ発生するかわからない火災から宇和島城を守るため、関係機関や民間団体の迅速な対応と、連携の強化並びに防火意識の高揚を図ることを目的として、毎年実施されています。



## 守りたい命があります

～住宅用火災警報器の設置はお済みですか？～



「私たちは、現場で戦っています。火災から、かけがえのない命を守りたいと思っています。

未来ある子供たちや、これまで社会を支えてくれたお年寄りが、火災で命を落とすことがあってはなりません。

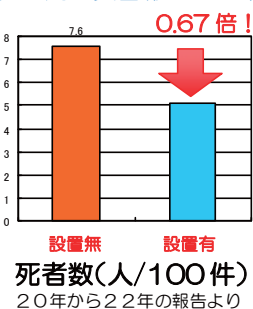
**住宅用火災警報器を設置してください。お願いします。」**

ある消防士の言葉より

寝室及び階段（2階以上に寝室がある場合）に、煙式感知器が必要になります。台所は設置の義務はありませんが、設置されることをお勧めします。



### 住宅用火災警報器の効果



住宅火災による死者は、約7割が高齢者です。また、死亡原因の5割が逃げ遅れによるものです。災害への対応が遅れがちな、お年寄りや子供たちが犠牲になっているのです。

火災から命を守るためには、早く火災に気づき、速やかに避難することが、何より大事です。

住宅用火災警報器の設置義務化以降、全国で奏功事例が報告されるなど、その効果が現れ始めています。

あなたの命はもちろん、大切な家族や財産を守るためにも、必ず設置してください。

住宅用火災警報器は、消防法及び火災予防条例により、すべての住宅に**設置が義務づけ**られています。詳しいことは、お近くの消防署にお問い合わせください。